

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和3年6月23日

戸田市議会議長 細田昌孝様

提出者	戸田市議会議員	熊木照明
賛成者	〃	佐藤太信
〃	〃	矢澤青河
〃	〃	本田哲
〃	〃	石川清明
〃	〃	斎藤直子
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	榎本守明

議員提出議案第1号

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められております。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、ICTの活用は、教員の自主性、自立性を前提とし、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報 の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下や、健康被害が危惧されます。そこで、各自治体においてSociety 5.0時代を生きる子供たちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の実現に向けて取り組むべきです。そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く求めます。

記

1. 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
2. システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。
3. 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保する

ための、統一規格について検討を進めること。

4. よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月23日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 様

建設アスベストに対するばく露防止対策等の強化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和3年6月23日

戸田市議会議長 細田昌孝様

提出者	戸田市議会議員	斎藤直子
賛成者	〃	佐藤太信
〃	〃	矢澤青河
〃	〃	本田哲
〃	〃	石川清明
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	榎本守明
〃	〃	熊木照明

議員提出議案第 2 号

建設アスベストに対するばく露防止対策等の強化を求める意見書

建設現場で資材に含まれたアスベスト（石綿）を吸い込み健康被害を受けた各地の元建設労働者や遺族が提訴した「建設アスベスト訴訟」で最高裁判所は 2021 年 5 月 17 日、国と建材メーカーの責任を認める判決を出した。判決の確定を受けて、国は原告団と被害救済のための合意書を締結した。安価で加工しやすく燃えにくいアスベストは、高度経済成長期などに大量使用され、吸い込むと肺がんや石綿肺、中皮腫を発症する危険が問題になっても国の対策は大きく立ち後れ、建設現場の作業に従事していた人の被害を広げた。最高裁判所は、国は 1975 年までにはアスベストの危険性を認識していたにもかかわらず労働者への防じんマスク着用を事業者に義務付けることなどを怠ったとして、アスベスト使用を原則禁止にした 2004 年までの 29 年間、国に違法性があったことを認めた。また当初、労働者として保護されないとされた「一人親方」についても、「危険にさらされるのは労働者に限られない」として、労働安全衛生法上の国の救済の対象になるとし、メーカーが発症の危険について建材に警告表示をする義務を怠ったことも違法とした。さらに、複数の現場で作業したため、発症原因になったメーカーの建材の特定が難しい点についても、市場でのシェアや製造期間などから被害を推定できるとして、各社の不法行為を認めた。最初の提訴から 13 年、相次いで起こされた訴訟は 33 件、原告は約 1,200 人に上り、裁判中に多くの元建設労働者が亡くなっており「命あるうちの救済」は待ったなしである。よって以下の項目について早急に整備するよう強く求めるものである。

記

1. ばく露防止対策を一層強化すること。
2. 関連疾患の医療体制の整備や治療法の研究開発などに国として責任を果たすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 23 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 様